

検察官の定年延長に関する閣議決定の撤回を求め、国家公務員法等の一部を改正する法律案に反対する会長声明

- 1 政府は、本年1月31日、同年2月7日に定年を迎える予定であった東京高等検察庁検事長の定年（63年）を半年間延長するとの閣議決定を行った。
- 2 しかし、国家公務員法（以下、「国公法」という。）81条の2は、「職員は、法律に別段の定めのある場合を除き、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日又は所定の退職日に退職する（同条第1項）。前項の定年は、年齢60年とする（同条第2項）。」と定め、定年による退職の特例（同法81条の3）及び定年退職者の再任用（同法81条の4）の規定も同法81条の2第1項により退職すべきこととなる場合又は退職した者を前提としている。

一方で、検察官については、国公法81条の2の「法律に別段の定めのある場合」（同条第1項）として検察庁法22条に定年の規定が存在し、同法32条の2において、国公法附則13条の規定により、検察官の職務と責任の特殊性に基づき同法の特例を定めたものとされている。

したがって、国公法81条の3第1項は、検察官には適用されないことが明らかである。

- 3 裁判官及び検察官はいずれも国家公務員（前者は特別職、後者は一般職）であるが、憲法の基本原理である権力分立とその具体化として憲法76条が定める司法権の独立の理念に基づき、裁判官にも検察官にも厚い身分保障があり（裁判所法48条、検察庁法25条）、この身分保障の一環としてそれぞれに定年の定めがある（裁判所法50条、検察庁法22条）。しかし、いずれについても定年による退職の特例及び定年退職者の再任用の定めはない。

前述のとおり、国公法に定年による退職の特例及び定年退職者の再任用の定

めがあるのに、国公法の特別法に当る裁判所法及び検察庁法に定めがないのは、司法権の独立の理念から、最高裁判所長官を除く裁判官及び検察官の任命権を有する内閣が、その裁量によって定年退職の特例及び定年退職後の再任用を行うことを回避した結果と考えるのが立法事実を照らし相当であり、裁判官にも検察官にも定年延長は一切ないとするのがこれまでの公権的解釈であったものである。

- 4 よって、上記閣議決定は、検察官に定年延長はないとのこれまでの国公法、検察庁法の公権的解釈に反し、解釈の範囲を逸脱した違法、無効なものであり、ひいては憲法の基本原理である法の支配、権力の分立を損なうものである。
- 5 しかるに、政府は、更に本年3月13日、検察庁法の一部改正を含む国公法等の一部改正案を国会に提出した。

同改正案は、検察官の定年を63年から65年に引き上げ（施行日令和4年4月1日）、「年齢が63年に達した者は、次長検事又は検事長に任命することができない。」としながら、内閣が「職務の遂行上の特別の事情を勘案して、・・・公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として内閣が定める事由があると認めるとき」は、「特例措置」として63年に達した以降も次長検事又は検事長について1年以内の期限を定め、その官及び職を占めたまま勤務をさせることができること及び当該事由が引続きあると認めるときは更に1年間期限を延長することができることや検事正についても同様の「特例措置」を取ることができること等を企図するものである。

- 6 しかし、同改正案が可決された場合、検察官の人事は内閣の意のままとなり、権力犯罪を厳しく追及し、公訴を提起し、裁判所に法の正当な適用を請求する使命を有する準司法官たる検察官の独立性、公正性が根底から揺るがされる。

そして、検察官に対する国民の信頼を失うとともに、憲法の基本原理である権力分立を損なう危険を招来することが必須である。

7 よって、当会は、検察官定年延長の閣議決定を撤回することを求めると共に、
検察庁法の一部改正を含む国公法等の一部改正案のうち、検察官の定年ないし
勤務延長を内容とする「特例措置」に係る部分に断固として反対するものであ
る。

2020年（令和2年）4月13日

長野県弁護士会

会長 中 畠 知 文